相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪府堺市堺区東湊町一丁二六三番地、最後の住所大阪府堺市堺区三条通七番二三号
被相続人　亡　高田　修

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月四日
大阪市中央区今橋二丁目二番二号南都銀行大阪北浜ビル五階
相続財産管理人　弁護士　市川　裕子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県姫路市飾磨区中島九二四番地、最後の住所大阪府堺市南区宮山台三丁二番一―三〇一号
被相続人　亡　大森　俊夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月四日
堺市堺区中瓦町一丁一番一一号堺東八幸ビル五階
相続財産管理人　弁護士　西村　陽子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県松江市秋鹿町二五七番地、最後の住所島根県松江市秋鹿町二五七番地
被相続人　亡　吉岡　正人

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月四日
事務所島根県松江市南田町四五番地一
相続財産管理人　長野　誠司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県広島市安芸区矢野西五丁目一三六四番地、最後の住所広島県呉市狩留賀町一三番七号
被相続人　亡　髙山　肇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月四日
事務所広島県呉市和庄登町一四番九号第二鍋島ビル二階
相続財産管理人　弁護士　大田　耕司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県呉市宮原五丁目一八番地、最後の住所広島県呉市宮原五丁目三番一〇号
被相続人　亡　佐藤　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月四日
事務所広島県呉市和庄登町一四番九号第二鍋島ビル二階
相続財産管理人　弁護士　大田　耕司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県福山市手城町一丁目二四八番地の六、最後の住所広島県福山市神辺町東中条六一〇番地の一六　被相続人　亡　山本アヤ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月四日
事務所広島県福山市入船町一丁目一番一九号堂前・瀧鳴法律事務所
相続財産管理人　弁護士　瀧嶋　亮介

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍沖縄県八重山郡竹富町字小浜三九番地、最後の住所沖縄県浦添市勢理客二丁目八番一四号末吉アパート一〇三
被相続人　亡　宮良　孫傳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十九年十月四日
沖縄県那覇市久茂地三丁目一一番一号日高ビル四階　相続財産管理人　二宮　千明

債権申出の公告

当社は、平成十四年十二月三日商法第四〇六条ノ三第一項の規定により解散しましたが、残余財産の清算のため、平成二十九年七月五日、青森地方裁判所（平成二十九年（ヒ）第二号）より、当職が清算人に選任されました。

当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月四日
青森県青森市大字油川字千刈一一三番地
東北レジャー株式会社
代表清算人　弁護士　葛西　洋輔
連絡先　青森県青森市長島二丁目一〇番四号　ヤマウビル八階
青森パーク法律事務所

宅地建物取引業者営業保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第30条及び宅地建物取引業者営業保証金規則第7条の規定により次のとおり公告します。

下記の者に係る営業保証金につき宅地建物取引業法第27条第1項の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から6箇月以内にその債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所氏名又は名称を記載した申出書2通を下記提出先に提出して下さい。前記の申出書の提出がないときは、下記の者に係る営業保証金は同人に返還されます。

平成29年10月4日

記

［掲載順序］
①商号又は名称　②免許証番号　③（代表者の）氏名　④事務所の所在地　⑤営業保証金の額　⑥申出書提出先　⑦掲載者住所、商号又は名称及び氏名

①株式会社ＹＫイノアス　②国土交通大臣(18741　③代表取締役　宇田川秀行　④東京都文京区湯島三丁目26番9号　廃止した従たる事務所　新潟県新潟市中央区網川原一丁目15番23号　⑤500万円　⑥国土交通大臣　⑦東京都文京区湯島三丁目26番9号　株式会社ＹＫイノアス　代表取締役　宇田川秀行

①ナイスホーム株式会社　②国土交通大臣(18585　③代表取締役　五十君康幸　④廃止した主たる事務所　神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央４丁目33番１号　廃止した従たる事務所　横浜市鶴見区豊岡町６番12　１階　横浜市鶴見区東寺尾１－４－14グランシャリオ　１階　横浜市旭区二俣川２丁目85番１号ジプラルタ生命ビル　１階　横浜市保土ヶ谷区川辺町６－１ナイスエスアリーナ横濱星川　１階　横浜市旭区柏町53－４　横浜市青葉区あざみ野１－24－２Ｋあざみ野ビル305号　横浜市都筑区中川１－17－11唐戸第一ビル205号　栃木県宇都宮市東宿郷３－２－１ナイスビル　群馬県高崎市上中居町38－１　静岡県浜松市中区八幡町203番地　愛知県豊田市西町４丁目25番地１ＫＳビル　１・２階　愛知県名古屋市天白区原４丁目205番地アビタマルフク　１階　新潟県新潟市中央区出来島２－２　静岡県浜松市中区新津町693－11　兵庫県加古川市加古川町篠原町103番地５クレストコート102号　宮城県仙台市青葉区一番町１－９－１仙台トラストタワー　19階　福島県郡山市大町２丁目16番18号　宮城県仙台市青葉区木町通２－１－７ナイスロイヤルタワー北四番丁　１階　宮城県仙台市泉区将監８－10－２　宮城県仙台市若林区荒井東土地区画整理事業地内３街区５区画　宮城県仙台市太白区長町６－７－22　⑤１億1500万円　⑥関東地方整備局長　⑦神奈川県横浜市鶴見区鶴見中央４丁目33番１号　ナイスホーム株式会社　代表取締役　五十君康幸

債権申出の公告（第一回）

当社規約型確定給付企業年金は、平成二十九年五月二十二日、確定給付企業年金法第八十三条第一項第三号に該当し、終了しましたので、当社規約型確定給付企業年金に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十九年十月四日
東京都豊島区東池袋三丁目一番一号サンシャイン六〇
タイヨーエレック株式会社確定給付企業年金
清算人　井上　晃宏